

海外経済要録

米州諸国

△米国議会、1977年度予算目標額に関する第2次合同決議を可決

米国議会は9月15日(上院)および16日(下院)、1977会計年度(76年10月1日～77年9月30日)の予算目標額に関する第2次合同決議(second budget resolution)を可決した。この決議による77会計年度予算目標額は、歳出4,131億ドル、歳入3,625億ドルで差引き506億ドルの赤字の見込みとなっている(年初の予算教書による大統領提案<2月号「要録」参照>と比べると、歳出は189億ドル、歳入は112億ドル、赤字は76億ドルそれぞれ拡大)。なお本議会決議は本年5月の議会の第1次合同決議(6月号「要録」参照)を見直したものであり、今後の議会の個別予算審議過程において議会自身に対し拘束力を有するものである(注1)。

(注) 本議会決議は「74年予算制度改革法」(49年7月号「要録」参照)に基づき、77年度予算の審議から新たに議会に義務付けられた手続きである。

米国1977年度予算案

(単位・億ドル)

	歳出	歳入	收支じり (赤字)
大統領提案(年初予算 教書、1月)	3,942	3,513	430
〃 (年次改訂 予算案、7月)	4,000	3,525	475
上下両院第1次合同決議(5月)	4,133	3,625	508
〃 第2次 〃 (9月)	4,131	3,625	506

△米国、「1976年税制改革法」の成立

フォード大統領は10月4日、「1976年税制改革法案(The Tax Reform Act of 1976)」(9月16日議会を通過)に署名した。同法は「1975年歳入調整法」による減税措置を77年末まで延長するほか、高額所得者に対する優遇措置の縮小、遺産・贈与税の大幅手直し等広範にわたる改革を盛込んでおり、過去7年間で最大の税制改革法といわれている。なお1977年度(1976年10月1日～77年9月30日)についてみると、現行減税措置の延長により「75年減税法」成立前の1974年比173億ドルの減税が継続される一方、新たな税制改革分としてネット16億ドルが増税になるとみられている。

本税制改革法の概要は次のとおり。

(1) 「1975年減税法」の延長

1. 「1975年減税法」(75年3月成立)は75年末限りの時限立法であったが、「1975年歳入調整法」の成立(75年12月)により76年6月末まではほぼ同規模の減税が延長され、さらに「1975年歳入調整法延長法」(76年6月成立)により同9月1日まで再度延長されてきた(注1)。今次税制改革法により同規模の減税を77年末まで単純延長(注2)。

(注1) 8月31日(上院)および9月1日(下院)の議会決議、同関連延長法により76年税制改革法成立まで単純延長。

(注2) 「1975年減税法」、「1975年歳入調整法」、「1975年歳入調整法延長法」については、それぞれ50年5月、51年1月、51年7月号「要録」参照。

ロ. ただし、10%の投資税額控除は「1975年減税法」において76年末まで2年間の時限措置であったものを80年末まで延長。

(2) 高額所得者に対する優遇措置の縮小

1. 高額所得者が各種優遇措置を受け税負担が過度に軽減されることのないよう、優遇措置対象の所得であってもその一部については課税するといういわゆる minimum tax 制度につき、次のとおり改正する。

①課税控除額を従来の30千ドルから10千ドルまたは所得税等「通常の税(regular taxes)」の2分の1のいずれか大きい額に引下げ。

②その税率を従来の10%から15%に引上げ。

③従来 minimum tax 算定の際、「通常の税」の納入額を課税控除していたが、この扱いを廃止。

④本措置は76年1月にさかのぼり実施。

ロ. 不動産、農業、石油・ガス、映画、機械リース等の危険度の大きい特定事業については投資促進を図るために、これまで投資家は課税対象所得からこれら事業に対する投資額を全額控除することが認められていたが(注3)、今次改正により控除額は投資に伴い発生した損失額だけにとどめられることとなった。

(注3) このため本制度は高額所得者の税負担軽減の手段として、しばしば利用してきた。

(3) 遺産・贈与税の改正

1. 遺産税、贈与税について次のとおり改正する。

①従来の遺産税、贈与税を統合し遺産・贈与税とする。

②課税控除額を従来の60千ドルから77年には121千ドルとし、その後段階的に引上げ81年には176千ドルとする。

③ただし年間3千ドル(夫婦は6千ドル)までの小額

贈与は従来通り非課税扱いとする。

ロ. 夫婦間の遺産相続にかかる課税控除額は従来配偶者に対する遺産総額の2分の1であったが、これを250千ドルまたは配偶者に対する遺産総額の2分の1のうち大きい額に変更。

(4) 租税の損金繰越し期間の延長

従来の規定の下では、企業は当該年度の営業損失を前3年度にそとして各年度の所得を相殺し(損金そ及)(注4)、これによっても、相殺しきれない損失についてはその後5年間に繰越しして各年度の所得を相殺することが認められていた(損金繰越し)。今次改正によりこの損金繰越し期間を7年に延長(損金そ及期間は変更なし)。

(注4) 損金そ及措置により、企業は前年以前に支払った租税につき一部還付を受けることができる。

(5) 米国国際販売会社(DISC)に対する優遇措置縮小

従来規定の下では一定条件を満たす輸出専門会社としてDISCを設立した場合、その輸出収益金額の50%については課税が無期限に猶予されていた(47年3月号「要録」参照)。今次改正により72~75年の平均輸出額(注5)の67%を超える輸出から生ずる収益の50%についてのみ課税を無期限に猶予する扱いに変更(76年1月にさかのぼり実施)。

(注5) ただし1980年以降には基準期間が72~75年から順次1年ずつ更新される。

(6) アラブ諸国の対イスラエルボイコットに加担した企業に対する税制上の制裁

アラブ諸国によるイスラエルボイコットに加担した米国企業は上記DISCに対する課税猶予等の優遇措置の一部を削減。

◇米国、「サンシャイン法」の成立

フォード大統領は9月13日、連邦準備制度等約50の政府機関に対しその業務に関する会合を原則として公開することを義務付けた「サンシャイン法案(Government in the Sunshine Act)」に署名した。本法の概要は次のとおり。

(1) 2名以上の役員によって構成され、役員の過半数が大統領によって任命され、かつ上院の承認を受けなければならないこととなっている政府機関は、その事業運営に関する会合(meeting)を公衆に公開しなければならない。ここでいう会合とは、当該政府機関の業務運営に関する決定に最低限必要な人数をもって行われる審議(deliberations)のすべてを指す。

(2) ただし、以下の事項についての会合は、過半数の役

員の賛成を得て非公開にできる。

- ① 国防上、外交上の観点から、機密保持が必要と認められる事項。
 - ② 当該政府機関の人事規則等内部管理に関する事項。
 - ③ 他の法律により秘密としておくことが定められている事項。
 - ④ 非公開の約束によって入手した金融・商業上の情報および取引上の秘密事項。
 - ⑤ 犯罪の起訴に関する事項。
 - ⑥ 個人のプライバシーに抵触するような事項。
 - ⑦ 法律の執行のための取調べ記録に関する事項。
 - ⑧ 金融機関に対する規制や監督に責任を負う政府機関が作成した検査報告や運営状況報告。
 - ⑨ 通貨・証券あるいは金融機関等の統轄の任にあたる政府機関の情報で、それが一定の期間経過前に(premature)公表された場合激しい投機を招いたり、金融機関の経営の安全性を著しく損うと判断される事項。
 - ⑩ 連邦、州の行政機関等の民事行為に関する事項で別途公表記録が残されるもの。
- (3) 政府機関は会合の日時、開催場所、討議内容および公開・非公開の区別などを少なくとも会合の1週間前に公表しなければならない(非公開とする場合は、その理由および役員の賛否投票の結果を記載したリストを公表)。
- (4) 非公開の会合においても、逐語的な速記録(transcripts)を作成すること。ただし、上記⑧、⑨、⑩の事項に関する会合で、非公開とされた会合については、要約議事録(minutes)にとどめることができる。
- (5) 何人であれ、本法律に対する政府機関の違反に関して、地方裁判所に訴え提起できる。なお挙証責任は、当該政府機関が負う。
- (6) 各政府機関は毎年議会に対し、公開および非公開とした会合の回数およびその理由、さらには訴訟があった場合はその詳細な説明書などを提出しなければならない。
- (7) 本法律は、成立後180日経過した日より実施される。政府機関は実施日までに会合の公開手続きを発表しなければならない。

◇米国、「エネルギー節約および生産法」の成立

フォード大統領は8月14日、「エネルギー節約および生産法案(Energy Conservation and Production Act)」に署名した。これによって成立した同法案は、連邦エネ

ルギー庁(FEA)の存続延長および国内産原油の生産刺激策等を織り込んだ包括的内容から成るものであるが、その主要点は次のとおり。

1. 連邦エネルギー庁(Federal Energy Administration, 略称 FEA)(注1)を1977年12月31日まで存続延長させる。

(注1) FEAは1974年6月に石油の価格規制、生産、出荷等の調整等を実施する機関として設立されたのであるが、根拠法の期限到来により本年の7月30日にその存立根拠を失っていた。なおその後今次存続法案が成立するまでの臨時措置としては大統領の行政措置により、大統領府内の機関である Federal Energy Office が FEA の業務の一部を承継していた。

2. 産油量の少ない油田(注2)から採油される国産原油の価格統制(従来1バーレル当たり11ドル63セント)を撤廃する。

(注2) 1日当りの産油量が10バーレル以下の油田で、米国内総産油量の約12%を占めており、ストリッパー・ウェルと名付けられている。

3. 本法施行後3年以内に住宅都市開発省長官は商務省長官およびFEA長官と協議のうえ、新築住宅およびその他の新築建物に対してエネルギー節約のための建築基準を定めることとし、当該基準は公布後1年内に発効するものとする。

歐 洲 諸 國

◇英國、労働党内閣を一部改造

1. キャラハーン首相は9月10日、ジェンキンズ内相が辞任(明年1月EC委員長に就任の予定)したのに伴い、内閣の一部改造を発表した。

新閣僚は次のとおり。< >内は前職。

内相(Home Secretary)

…Merlyn Pees<北アイルランド問題担当相>

教育科学相兼支出総監(Secretary for Education and Science : Paymaster General)

…Shirley Williams<物価・消費者保護相兼支出総監>

北アイルランド問題担当相(Secretary for Northern Ireland)

…Roy Mason<国防相>

国防相(Secretary for Defence)

…Fred Mulley<教育科学相>

国璽尚書(Lord Privy Seal)

…Fred Peart<農・漁業・食糧相>

農・漁業・食糧相(Minister of Agriculture, Fisheries and Food)

…John Silkin<計画・地方行政担当相(Minister

for Planning and Local Government)>
物価・消費者保護相(Secretary for Prices and Consumer Protection)

…Roy Hattersley<外務・英連邦担当閣外相(Minister of State for Foreign and Commonwealth Affairs)>

運輸相(Secretary for Transport)<新設ポスト>

…William Rodgers<国防担当閣外相(Minister of State, Defence)>

社会保険相(Minister for Social Security)<新設ポスト>

…Stanley Orme<保健担当閣外相(Minister of State, Department of Health and Social Security)>

2. 今次改造はやや規模が大きくなつたが、閣内における左右両派の勢力バランスに特に大きな変化は生じないと見方が一般的である。なお、計画・地方行政担当相が廃止され、一方、運輸相、社会保険相の2ポストが新設された結果、閣僚の数は23から24ポストへ増加することとなつた。

◇英國、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利を引上げ

ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行(Barclays, National Westminster, Midland および Lloyds)は9月13日、5月25日(National Westminsterは6月14日)以降据置いてきた貸出基準金利を1.5%引上げて12%とし、9月14日から実施する旨発表した(同時に7日もの通知預金金利については2.0%の引上げを実施<新金利8.5%>)。これにより、貸出基準金利の水準は1年8か月ぶり(1974年5月24日～1975年1月19日の間12%)の高水準となつた。

なお、今次引上げに関し Barclays 等では「これは9月10日の最低貸出歩合の1.5%上昇のほか最近の市場金利の上昇にかんがみ実施せざるをえなかつたもの」と説明している。

◇英蘭銀行、特別預金預入率を引上げ

1. 英蘭銀行は9月16日、全銀行(北アイルランド系銀行を除く)および割賦販売金融会社に対する特別預金預入率を1%引上げる(3→4%)旨発表した。今次引上げは9月28日、10月6日の2回に分けて各0.5%ずつ実施されることとなっており、また本措置に伴い所要準備額は約350百万ポンド増加するとみられている。なお今回の預入率変更は本年1月19日から2月10日までの間一時的に

引下げられて以来の措置である(2月号「要録」参照)。2. 本措置は、このところ全銀行の流動比率が比較的高い水準で推移^(注1)、これが先行きマネーサプライの増加につながる懸念がある点にかんがみ決定されたもので、この点につき英蘭銀行では「全銀行の流動比率は8月上昇のあと9月も横ばいで推移するとみられるが、このような動きは現行の金融引締め政策^(注2)と相入れない(inconsistent)と判断した」旨説明している。

(注1) 最近の全銀行の流動比率の推移

6月 15.2%→7月 14.2%→8月 15.1%(ちなみに英蘭銀行の定めている最低準備比率は12.5%)。

(注2) 英蘭銀行の最低貸出歩合は9月10日、ポンド相場の急落を背景に1.5%の大幅上昇(11.5%→13.0%)を示すなど、英蘭銀行は引締めを強化している。

◇英国政府、雇用促進対策を発表

1. 英国政府は9月23日、約80千人を対象とする雇用促進対策(財政支出の総額95百万ポンド)を発表した。

その主な内容は次のとおり。

(1) 失業者救済計画(the job release scheme)(約70百万ポンド、対象人員約65千人)

定年(男子65歳、女子60歳)前1年以内の退職希望者でかつ再就職を希望しない旨同意した者に対し定年退職時まで週当り23ポンド(非課税)を支給する。この場合、雇用主はその退職希望人数に相当する失業者を採用することを義務づけられる。本計画の実施期間は77年1月3日から6ヶ月間とする。

(2) 雇用機会創出計画^(注1)の拡充(約15百万ポンド、対象人員約11千人)

(3) 若年層職業訓練^(注2)の拡充(約6.5百万ポンド、対象人員約4.4千人)

(注1) 3月号「要録」参照。

(注2) 3月号、9月号「要録」参照。

2. 本措置についてブース雇用相は「これらの措置は中期的に産業戦略を進めつつ、同時に失業水準の低下を促そうとする政府の強い姿勢を示したものであり、若年層の雇用情勢が特に悪化しているとの認識に基づいた措置である」旨説明している。

◇英国政府、選択的輸入規制を導入

英国政府は9月23日、台湾からの白黒テレビの輸入台数を本年10月1日以降15か月の間70千台(本年中20千台、77年中50千台)に制限する旨発表した。

本措置は労働組合評議会(TUC)年次総会(9月6日~8日)において選択的輸入規制の導入要求が決議されたことに対応してとられた措置とみられているが、一方通

商省では今回の措置について「政府の選択的輸入規制の一環であり、これ以外の業種についても特に問題が生じればさらに同様の措置をとることもある(注)」と説明している。なお、本措置に対する反響をみると、関連業界ではこれを歓迎しつつも、同時に規模が極めて小さいうえ遅きに失した措置であるとの批判をもらす向きが多い。

(注) キャラバン首相も9月27日の労働党大会において輸入規制問題にふれ、「輸入規制が英國にとって利益をもたらすならば適宜の措置を講ずるつもりである」と述べている。

◇英国政府、海外業務旅行用外貨の持出し規制に関する為替管理を一部緩和

英国政府は9月23日、居住者に対する指定地域(scheduled territories)^(注)外への業務旅行(business, professional and official journeys)用外貨持出し規制に関し、為替管理を一部緩和し即日実施する旨発表した。今次制限緩和は1970年1月以来の措置(45年1月号「要録」参照)である。その改正点は次のとおり。

居住者が指定地域外へ業務旅行する場合、英蘭銀行の事前認可なしに持出すことができる外貨金額を1日当り75ポンド相当額(従来40ポンド相当額)以下、旅行1回当りの合計金額を3,000ポンド相当額(従来2,000ポンド相当額)以下とする。

なお、今次改正はインフレーションの高進、ポンド相場下落に伴って旅行費用が上昇をみているためにとられた措置であり「輸出業者に対する便宜をはかったもの」(大蔵省)と説明されている。

(注) 指定地域とは英國(United Kingdom, ただしマン島および海峡諸島を含む)、アイルランド共和国およびジブラルタル。

◇英国政府、IMF引出し要請の意向を表明

英国政府は9月29日、IMFに対し同国のクレジット・トランシェ利用可能額^(注)の引出しを要請する意向を表明した。

本要請はポンド相場の急落(9月24日1ポンド=1.70605ドル→28日同1.6370ドル)を背景に行われたものであり、本件に関しヒーリー蔵相は、「IMF引出しの目的はポンドに対する投機圧力増大によって、国内経済政策運営、特に産業戦略の遂行に悪影響が生じるのを防ぐことにある。本引出しに依存せずに経済運営を行う場合には失業者は3百万人に達し、生産水準は50%以上もの低下を余儀なくされることになろう」と述べている。

(注) 英国政府は5月に第1次クレジット・トランシェ(7億SDR)をすでに引出しているため(6月号「要録」参照)、残りの引出しが可能わくは33.6億SDR(約39億ドル)である。

◇英国、銀行等国有化問題について

1. 英国労働党は9月30日、同党大会において銀行等の国有化を中心とする金融改革案を圧倒的多数(賛成3,314千票、反対526千票)で可決し、これを同党の正式な政策(official party policy)として採用することを決定した。

同改革案は9月7日、労働党中央委員会(National Executive Committee、略称 NEC)が「銀行と金融(Banking and Finance...A statement by the NEC presented to the Labour Party Annual Conference, 1976)」と題するステートメントの中で明らかにしたもので、その主な内容は次のとおり。

(1) 提案の趣旨

英國の経済成長率が低いのは民間設備投資の停滞に原因があるが設備投資を促進するためには資金が産業部門へ十分供給されることが必要である。政府はこの目的を達成するために、すでに①価格規制(Price Code)の緩和を通じて企業収益の回復を図る、②産業法(Industry Act)に基づいて資金援助を行う、③産業部門向け中期信用供与を英蘭銀行の再割適格とする点について検討する、④企業の増資による資金調達ルートを拡大するため株式投資機関(Equity Capital for Industry)<6月号「要録」参照>を設立する、などの対策を進めてきた。しかし上記諸措置のみでは設備投資を促進するのに十分とは思われないので以下のようないい提案を行う。

(2) 提案の内容

イ. 主要銀行および保険会社の国有化

主要銀行および保険会社の国有化が行われば顧客サービスが著しく改善し、資金が不動産投機等の非生産的投資ではなく生産的投資に向けられることになり、雇用促進、実質所得の向上等国民共通の利益(the communal interest)が高められることになる。

(1) 銀行の国有化

ロンドン手形交換所 加盟銀行大手4行(Barclays, Lloyds, Midland および National Westminster)およびマーチャント・バンク1行を国有化する。ただし銀行間の競争を促す等の観点から交換所加盟銀行大手4行の合併は行わない。

(2) 保険会社の国有化

7大保険会社(Commercial Union, Royal, Prudential, Guardian Royal Exchange, General Accident, Sun Alliance & London および Legal and General)を国有化する。これにより保険会社全体の保険料収入の2分の1以上、同資金量の3分の2

以上が、また自動車保険の大部分が国の管理下に置かれることとなる。

ロ. 英蘭銀行の機能、組織の改革

英蘭銀行は30年前に国有化されて以来大きな役割を果たしている。しかしながらこの間、一方では政府に対して City の利益を代弁するような役をも演ずるなどやや問題な面もある。今後同行をして一般的な経済政策面のほか産業政策面でも政府の施策を支援させるためには、以下の改革を行う必要がある。

(1) 上記国有銀行、保険会社の持株会社(a holding company)としてこれらを管理するとともに、国有銀行等の産業向け融資計画を策定する。また後述の投資準備基金(Investment Reserve Fund)の管理を行う。

(2) 一方、民間金融機関を通じる産業部門向け資金供給を促進するため、年金基金(pension funds)等に対して特別債券(special bonds)を発行しその長期資金を吸収する。なおこれらの業務を行う部門(division or agency)を英蘭銀行に設置する。

ハ. 投資準備基金(Investment Reserve Fund)の創設

企業の税引き前利益の一部を生産的投資のための準備金として留保させる。同基金の取崩しに際しては、これを設備投資に利用するとの条件が必要であり、しかも英蘭銀行の監視を受けることとする(特に大企業の場合には英蘭銀行へ無利息の預金を積ませ、計画協定(Planning Agreements<50年9月号「要録」参照>)において企業、政府間で合意をみた投資計画を実行する場合にのみ同基金を利用できるものとする)。なお、同基金を利用する企業に対しては外部資金調達に際し利子補給等の有利な扱いがなされよう。

ニ. 公共金融機関の統合

国民貯蓄銀行(National Savings Bank)および郵便振替制度(National Giro)を統合し新たな公共機関(a majorstate bank)を設立する。なお、信託貯蓄銀行(Trustee Savings Banks)の統合についてはなお検討を続ける。

2. この間、キャラハーン首相は9月24日、労働党中央委員会(NEC)において、上記銀行等国有化提案については「現議会で立法化の手続きをとるつもりはなく、次回選挙の際の労働党公約に含めることも選挙対策上不利を招くだけ(an electoral albatross)であり受け入れ難い」として否定的見解を述べたが、同時に「英蘭銀行を含む現行金融制度の見直し(review)を行う方針である」と述べ、10月7日には上記金融制度見直しのため首相の諮問

機関として「金融制度調査会(The Committee to Review the Functioning of Financial Institutions)」(会長ウイルソン前首相)を発足させる旨発表した。

同調査会の調査対象等は次のとおり。

(1) 調査対象

英蘭銀行、全銀行、割賦販売金融会社、生命保険会社、年金基金、住宅金融協会、証券取引所、および輸出信用に関連のある諸機関等貯蓄資金の流れに関与するすべての機関および市場。

(2) 質問事項

イ. 英国の金融機関が英国内外において果たしている役割、機能、さらにはそれが英国経済に対して有する重要性の調査。

ロ. 産業、貿易面への資金供給状況の見直し。

ハ. 公共部門の金融面への進出の可能性(the possible extention of the public sector)を含め、現行金融監督制度改革の研究。

ニ. 上記の結果に基づく勧告のとりまとめ。

3. 銀行および保険会社の国有化について、政府はかねてから反対の意向を示しており(50年7月号「要録」参照)、また上記のキャラハン発言等を考慮すると、同提案が労働党の政策として決議されたにもかかわらず、今後、同党の選挙公約に織り込まれる可能性は少ないとみる向きが多い。

この間、銀行等国有化提案に対する反響をみると、「設備投資の阻害要因を企業の資金調達面に求めるのは不適当」(英國産業連盟)と同提案の分析を批判する向きが多く、「同提案は国民大多数の利害に反し、国内的にも国際的にも失うところが大きい」(ロンドン手形交換所加盟銀行委員会)、「同提案を受入れる余地はなく、労働党首脳は同党の政策を再検討すべきである」(英國保険会社協会<British Insurance Association>)と強い反発がみられる。

◇西ドイツ、8%もの連邦債を発行

西ドイツの国債受けシングルート小委員会は9月23日、本年第5回目の連邦債の発行要領を以下のとおり決定した。今次連邦債は、財政赤字のファイナンスという差迫った要請によるものではなく、8月以降債券相場がかなり急ピッチの上昇をみており折から相場の過度の上昇を抑えるために発行されたものとされており、前回の8%もの連邦債(8月中旬発行、9月号「要録」参照)と比べて期間が延長された(5→9年)うえ応募者利回りもわずかながら低い(今回8.0%、前回8.06%)にもかかわらず、消化状況は順調と伝えられる。

発 行 額	700百万マルク
表 面 金 利	8%
期 間	9年
発行価格(対額面金額比)	100%
応募者利回り	8.00%
売出し期間	9月29日~10月1日(ただし上記発行額中100百万マルクについてはブンデスバンクが市場価格操作のため留保する)

◇西ドイツ、総選挙を実施

西ドイツでは10月3日連邦議会(下院)議員選挙が実施された。同選挙の結果は下表のとおりであり、連立与党的社会民主党(SPD)と自由民主党(FDP)が辛うじて過半数を制したもの、野党的キリスト教民主同盟(CDU)<バイエルン州はキリスト教社会同盟-CSU>は得票率を伸ばし、前回総選挙以来4年ぶりにSPDに代り第1党の地位を獲得した。この結果与・野党間の議席差は8と前回(46)に比べ大きく縮小した。

なお、新内閣は新連邦議会の召集を待って成立するが、SPD・FDPの両党が引き続き連立して政権を担当するものとみられている。

	議席数	得票率(%)
社会民主党 (SPD)	214 (230)	42.6 (45.8)
自由民主党 (FDP)	39 (41)	7.9 (8.4)
キリスト教民主同盟 (CDU)	243 (225)	48.6 (44.9)
その他の	0 (0)	0.9 (0.9)
合 計	496 (496)	100 (100)

(注) 1. カッコ内は前回(1972年)総選挙結果。
2. CDUにはCSUを含む。

◇フランス、インフレ克服計画を閣議決定

1. フランス政府は9月22日、「インフレ克服計画(Programe de lutte contre l'inflation)」と銘打った一連の政策措置を閣議決定した。

同計画は77年中の消費者物価上昇率(年度末時点の前年比)を6.5%へ引下げる(ちなみに8月の消費者物価前年同月比上昇率は+9.5%)ことを目標とし、金融、財政、所得、為替等各政策を包含した極めて広範多岐にわたる

内容からなるもので、その概要は以下のとおり。

(1) マネーサプライの抑制

- イ. 76年下期中のマネーサプライ (M_2) の伸び率を年率 12% (ちなみに 76年 6月末時点における増加率は年率 16% <季節調整済み>) に抑える (この結果、76年間増加率は 15% となる)。
- ロ. 77年中における M_2 の増加率目標を 12.5% と定める (ちなみに同年の名目 GDP 成長率見通しは +13.2%)。

(2) 抑制的な予算案の編成

抑制色を強化した 76年度第 2 次補正予算案および 77年度予算案を決定 (別項参照)。

(3) 価格規制の強化等

イ. 暫定的物価凍結

76年 12月 31 日までの間、生鮮食料品、ガソリンおよび公共料金を除くすべての商品・サービスの価格を 76年 9月 15 日現在の水準に凍結する (注)。

(注) さらに政府はこれまで各種価格規制 (工業製品生産者価格規制、商業マージン規制、特定のサービス料金 <理容料金等> に関する価格規制) の対象外となっていた家賃、水道料金、一部運賃についても、77年中の上昇率を 6.5% に抑える線で抑制措置を検討する旨明らかにしている。

ロ. 公共料金凍結

ラジオ・テレビの受信料を除く公共料金を 76年 9月 23 日以降、77年 4月 1 日まで凍結する。また 77年中の平均上昇率も 6.5% 以下にとどめる。

ハ. 付加価値税の税率引下げ

77年 1月 1日以降、現在 20% の付加価値税率を適用している品目 (消費財、サービス中心) について、当該税率を 17.6% に引下げます。

本措置はイ. の暫定的物価凍結措置解除 (77年 1月 1日以降解除) 後、凍結対象品目の価格上昇が再燃するのを緩和することをねらったものである。

ニ. 景気調整課徴金制度の再発動

一種のインフレ防止策である景気調整課徴金制度 (注) を 77年 1月 1日以降、次の要領で再発動する。

(イ) 課税対象額の算定に用いられる企業の付加価値額の基準増加率を 11.5% (前回発動時 <75年 1月 1日～同年 10月 2日> には 14.3%) とする。

(ロ) 工業製品消費者物価指数の上昇率が、連続する 6か月間通計で 2.5% 以下となった場合 (前回発動時には、連続する 3か月間通計で 1.5% 以下となった場合) には本制度の運用を停止する。

(ハ) その他の実施細目は従来どおりとする。

(注) 本制度は「企業のインフレ的行為を防止するための臨時課徴金制度に関する法律」に基づき 75年 1月 1日以降導入さ

れ、同年 10月 2日運用を停止されていた。本制度の発動決定権限は議会が有しているため、再発動に際しては議会の承認を必要とする (49年 11月号および 50年 1月号「要録」参照)。

(4) 所得上昇の抑制の勧告

77年中に行われる賃金決定については、政府は公共部門および民間部門の賃金上昇率が生計費の伸び率を上回らぬよう勧告する (recommander、強制力はない) こととし、さらにこの原則に基づき次の諸措置を行う。

イ. 高所得層対象

所得が月収 18,000 フラン超 24,000 フランまでのものに対しては、その所得上昇率を物価上昇率の 2% にとどめるよう勧告する。

また月収 24,000 フランを超えるものについては、所得据置きを勧告する。

ロ. 低所得層対象

低所得者については、生計費上昇に見合う賃金の上昇は認めるが、実質賃金の上昇については 77年末時点まで認めないものとする。

(5) エネルギー輸入の削減

イ. 撻発油税を以下の要領で引上げる (76年 11月実施予定)。

	新課税額 (100l 当り)	旧課税額 (100l 当り)	引上げ率 (%)
普通 ガソリン	92.59 フラン	70.10 フラン	32.1
スーパー・ガソリン	97.95 "	73.80 "	32.7
軽油	45.41 "	42.07 "	7.9

本措置に伴いガソリン価格は、普通ガソリン、スーパー・ガソリンとも 14.8% 値上げされることとなる。

ロ. 77年中のネット石油輸入限度額を 550 億 フランに設定する。

ハ. 76年 10月 1日以降、家庭用燃料油の割当制を復活する。

ニ. 77年中に実施される省エネルギー投資に適用される特別償却率を引上げる (注)。

(注) 特別償却率は、定額法により求められた普通償却率に投資財の耐用期間に応じて一定の係数を乗じて求められる。今回の決定によりこの係数は下表のように一律 0.5 ポイント引上げられる。

投資財の耐用期間	新 係 数	旧 係 数
3～4年	2.0	1.5
5～6年	2.5	2.0
7年以上	3.0	2.5

(6) 設備投資の促進

イ. 企業の自己金融力強化策

(イ) インフレに伴う企業の財務構造のゆがみを是正するため土地等償却不能資産の再評価を認める。

(ロ) 77年1月1日以降80年12月31日までの間に額面発行された増資新株に対する支払配当金については、これを77年以降5年間にわたり、企業の課税対象利益から控除することを認める。

(ハ) 企業の株式発行による資金調達を活発化するため、国内で発行された株式に係る課税対象配当所得については、新たに1,000 フランの基礎控除を認めることとする。ただし、高額所得者には本措置は適用されない。

ロ. 投資振興策

(イ) 77年中に取得される設備投資財のうち特別償却制度の対象となっているものに適用される特別償却率を引上げる(引上げ幅は0.5ポイント、(5)ニ.の(注)参照)。ただし75年に実施された設備投資減税措置(50年5月号、9月号「要録」参照)の適用を受けた設備投資財は本措置の対象外とする。

(ロ) 総額35億フランの中小企業向け特別融資制度を創設し、下記の条件で利子補給を行う。

融資対象：新規設備投資資金

期間：15年

融資方法：政府保証による民間金融機関の共同融資

金 利：最初の5年間については、借入企業の実質金利負担が8.5%となるように政府が利子補給を実施。

(7) その他の措置

1. 77年度予算案に「景気調整基金(Fonds d'Action Conjoncturelle)」を計上、これに総額25億フランを積立て、景気振興が必要とされる場合には、当該基金を取崩し公共投資促進を図る(別項参照)。

ロ. 政府の管轄下にある社会保険の赤字削減のため、下記の要領で社会保険拠出金率の引上げを行う(カッコ内は旧拠出金率)。

(イ) 疾病保険

雇主負担分 10.95%(10.45%)

従業員負担分 3.0%(2.50%)

(ロ) 老齢保険

雇主負担分 7.70%(7.50%)

従業員負担分 3.45%(3.25%)

2. 今次措置につきバール首相は「最近のインフレ加速の原因としては、(1)ここ数年間のマネーサプライ(M_2)の伸びが過大であったこと、(2)賃金・輸入原材料(とくに原油)コストの上昇が顕著であったことがあげられる。

今次計画は、こうした点を考慮しつつ、 M_2 の伸びを名目GDP成長率以下に抑えると同時に、財政収支および国際収支の均衡を達成することを目指して作成したものである旨説明している(反響等については「国別動向」参照)。

◇フランス、為替管理強化策を決定

フランス政府は9月22日、インフレ克服計画(別項参照)の決定と呼応してフラン相場の安定強化をねらいとする為替管理強化策を決定、同月23日以降実施に移した。

今次措置の概要以下のとおり。

(1) 居住者による先物外貨買入れ予約期間の短縮措置

輸入代金および輸入に係る付帯経費ならびに輸出に係る付帯経費の支払いを目的とする先物外貨の買入れ予約期間を、従来の最長3か月から同2か月に短縮する。なお、輸出に係る付帯経費の支払いを目的とする先物外貨の買入れ予約については、従来同様の条件(8月号「要録」参照)を満すことが引き続き要求されている。

(2) 受取外貨のフラン転換促進措置

居住者から、当該居住者が対外取引の決済に伴い受領した外貨を預託された外国為替公認銀行に対しては、今後は当該外貨預託日以降8日以内にこれをフランに転換することを義務づける。

(3) 居住者の輸入決済資金手当期間の短縮措置

居住者が輸入決済を目的として外貨を購入する場合は、従来は決済日の1か月前から当該外貨の購入を認めていたが、今後はこれを8日前とする。

(4) 居住者の対外不動産投資規制強化措置

居住者が外国で別荘を購入するために外貨送金を行う場合には、当該送金の限度額を300千フランから150千フランに引下げる。

◇フランス、1976年度第2次補正予算案を閣議決定

1. フランス政府は9月22日、本年度第2次補正予算案(第1次は3月に策定)を閣議決定した。本予算案は干害対策関係費(総額60億フラン、うち本補正予算案に計上されるのは55億フラン、残りの5億フランは77年度予算に計上)を中心に合計93.8億フランを歳出に追加計上している。

今次補正予算案の主な歳出内訳は以下のとおり。

(1) 干害対策関係

1. 干ばつ被災農家(家畜飼育農家以外の農家も含む)に対する補助金支給……45.17億フラン(注)

(注) 本年8月25日の第1次緊急干渉対策で決定された22億フランの対策費のうち20億フランを含む。

- ロ. 「若年営農者向け新規貸付」および「牧畜関連特別貸付」に係る金利(76年中支払い分)の国庫肩代り …… 2.98億フラン
- ハ. 牧草輸送に対する国庫補助…… 1.05億フラン
- (2) 軍事費増額……10億フラン
- (3) 公務員給与の増額(10月1日以降、+1.95%)……8.5億フラン

2. 一方上記歳出増加に伴う財源調達方針をみると、財政赤字の拡大に伴うインフレ圧力を極力軽減するため所得税、法人税等の臨時増税を予定している点が特徴的となっており、当該増税による税収増(約40億フラン)および景気回復を映じた付加価値税等の自然増収(約39億フラン)により要資の大半が賄われる形となっている(不足分約15億フランは中期特別国債<期間5年、表面利率6.5%>の発行で調達)。

・上記の歳出増加に伴う財源調達措置の主要内容は以下のとおり。

- (1) 次の要領で所得税の臨時増税を行う(本措置による税収増7.5億フラン)。
 - イ. 75年中の所得に係る所得税(本年納付分)の要納付額が4,500～20,000フランの納税者については税率を4%引上げる。
 - ロ. 前記の要納付額が20,000フランを超える納税者については税率を8%引上げる。
 - ハ. 前述の中期特別国債を購入する場合には、当該国債購入額を増税に伴う追加納付額から控除した残額を要納付額とする。ただし、控除しうる中期特別国債購入額は、4%の増税に見合う追加納付相当額を限度とする。
- ニ. 納付期日 本年12月15日
- (2) 75年中に終了した会計年度の利益に係る法人税率を臨時に4%引上げる。納付期日は本年11月15日とする(同、11億フラン)。
- (3) 自動車保有税を課税対象自動車の馬力に応じて43(4馬力以下)～127%(17馬力以上)引上げる(同、10.2億フラン)。
- (4) 撥発油税を引上げる(本年11月以降実施予定、軽油+7.9%～スーパー・ガソリン+32.7%)(同、10.3億フラン<76年中>)。

◇フランス、1977年度予算案を閣議決定

1. フランス政府は9月22日、1977年度(1977年1～12月)予算案を閣議決定した。今次予算の特徴は、「インフ

レ克服計画(別項参照)」の一環としてインフレ抑制を最重視していることであり、これは(1)一般歳出の伸びが76年度当初予算比+13.7%と77年の名目GDP成長率見通し(+13.2%)並みに抑えられる一方、(2)歳入についても付加価値税引下げ(注)等による歳入減を撃発油税、アルコール税などの増税により一部補てんする結果、総合収支じりでは2.5億フランの小幅黒字を計上している点に端的に現れている。

(注) 本税の引下げは、暫定的物価凍結措置の解除(77年1月1日以降解除)に伴う物価の騰勢再燃を抑えることをねらいとしている。

本予算案の概要は以下のとおり(別表参照)。

- (1) 確定収支(Budget à caractère définitif)の一般歳出総額は3,333.3億フラン(76年度当初予算比+13.7%)、同歳入総額は3,341億フラン(同+13.5%)を各々計上、この結果確定収支じりは7.7億フランの黒字(76年度当初予算は12億フランの黒字)。一方、暫定収支(Budget à caractère temporaire)じりは5.2億フランの赤字(同11.9億フランの赤字)。この結果、両者を合計した総合収支じりでは2.5億フランの小幅黒字(同0.07億フランの黒字)となっている。
- (2) 歳出面では、当面の最優先支出項目となっている軍事支出については、歳出全体の伸び率をかなり上回る増加(76年度当初予算比+16.8%)を見込んでいる反面、経常支出の増加率は、新規採用公務員の削減(76年度32.4千人→77年度21.6千人)等による行政費の増加抑制(76年度当初予算比+13.2%<76年度当初予算の前年度当初予算比+15.3%>)により歳出全体の伸びを若干上回る程度(同+14.2%)にとどめているほか、資本支出も前年度当初予算比+5.9%と大幅に圧縮されている点が特徴となっている。
- (3) 歳入面では、付加価値税率引下げ(消費財、サービス中心に20→17.6%、77年1月1日以降実施)等一部減税措置に伴う歳入減(134.4億フラン)は、撃発油税、アルコール税の増税(注)および景気回復の持続を前提とした法人税、所得税の自然増収により全額補てんされる形となっており、歳入全体の伸びは76年度当初予算比+13.5%とほぼ歳出の増加と見合っている。

(注) 撃発油税引上げ(本年11月以降実施予定、軽油+7.9%、普通ガソリン+32.1%、スーパー・ガソリン+32.7%)…税収増見込み63億フラン<77年中>。
アルコール税引上げ(+10%)…税収増見込み5億フラン。

- (4) また、景気動向の変化に対処するため景気調整基金(Fonds d'Action Conjoncturelle)として総額25億フランを積立て、景気拡大措置を講じる必要があるとみなされる場合は同基金を取崩し公共投資等に振向ける。

フランスの1977年度予算案

(単位・百万フラン)

	1977年度 予算案	1976年度 当初予算	前年度当初 予算比増減 (△)率(%)
確定 収支	一般歳出	333,330	293,046
	うち経常支出	241,350	211,353
	資本支出	33,690	31,819
	軍事支出	58,412	50,000
	特別会計との調整 ^(注)	△ 122	△ 126
支	一般歳入	334,100	294,244
	収支△じり(A)	770	1,198
暫定収支△じり(B)	△ 520	△ 1,191	—
総合収支△じり(A+B)	250	7	—

(注) 確定収支は一般会計と特別会計からなるが、特別会計の歳出・入額は未詳のため、本表では特別会計収支じり(黒字)を一般会計中に歳出の減少(△)として計上してある。

2. 上記予算案編成の前提となった本76年および明77年の経済見通しは次のとおり。

(実質ベース、前年度比増減(△)率・%)

	1975年 度実績	1976年度		1977年 度当初 見通し
		当初見通し (75/9改訂 作成)	76/4 見通し	
国内総生産	△ 3.0	4.6	5.0	4.8
(同、名目)	(8.4)	(13.1)	(14.1)	(13.2)
個人消費	3.7	2.3	4.1	4.1
企業固定資本形成	△ 7.0	5.0	△ 1.3	3.1
輸出	△ 3.7	6.0	6.4	9.3
輸入	△ 9.6	11.5	12.4	7.1
消費者物価上昇率 (年末時点の前年比)	9.6	7.5	8.7	6.5

◇フランス、公定歩合を再引上げ

1. フランス銀行は9月23日、公定歩合を1.0%引上げ(9.5→10.5%)、即日実施する旨決定した。今次引上げは76年7月22日(8.0→9.5%)に次ぐ2回目のものであり、この結果、累計引上げ幅は2.5%となった。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート<76年7月22日以降適用>)。

基準割引歩合	10.5%(9.5%)
証券担保貸付	11.0~13.0%(10.5~12.0%)
輸出関係手形	
短期手形	10.5%(9.5%)
中期手形	
EC諸国向け	10.5%(9.5%)
その他諸国向け	4.5%(4.5%、据置き)

大蔵省証券買入れ利率(注) 4.0%(4.0%、据置き)

(注) 債券までの残存期間が3ヶ月以内の現物債の買入れ利率。現物債は主として個人で消化されているため、金融政策上の意義は薄い。

2. 今次引上げは、景気回復テンポが鈍化気味であるにもかかわらず、物価の騰勢が依然根強く、また貿易収支の赤字幅も干ばつの長期化を映した火力発電依存度の上昇に伴う石油輸入の急増等から7月以降急速に拡大しており、先行きフラン相場の一段の軟化も懸念されるといった状況にかんがみ、9月22日発表された「インフレ克服計画(別項参照)」に呼応する形で決定されたものである。

◇フランス、市中貸出金利を引上げ

1. フランスの有力市中銀行の一つである Crédit Lyonnaisは9月24日、短期貸出基準金利を0.4%引上げる(9.2→9.6%)とともに、一連の貸出金利引上げ(年商200百万フラン以上の一級企業向け金利:商業手形割引歩合10.2→10.6%、当座貸越10.65→11.05%など)を決定、他の市中銀行も直ちにこれに追随した(実施は9月27日)。今次引上げは76年4月、7月に続いて3回目のものであり、この結果年初来の累計引上げ幅は1.0%となった。

2. 今次引上げは公定歩合の引上げ(9.5→10.5%、9月23日実施)に呼応して決定されたものである。

◇フランス、77年中の貸出準備率高率適用制度の運用方針等を決定

1. フランス銀行および国家信用理事会は9月29日、貸出残高に対する通常準備率(réserves ordinaires)を復活させるとともに、77年中の貸出準備率高率適用制度の運用方針を決定した。

今次措置の概要は以下のとおり。

(1) 貸出準備率関係

72年11月21日以降適用を停止してきた貸出残高に対する通常準備率を以下の要領で復活(注)する。

(注) 最近の貸出残高に対する準備率の推移をみると、72年9月5日以降、それまで貸出残高に対してのみ適用されていた準備率は、(1)貸出残高に対するものと、(2)貸出増加額に係るもの(新設)の2本建となった。このうち(1)の準備率は72年9月5日以降11月20日(準備額立定期間は当月21日~翌月20日)まで存続(72年4月5日現在の残高から71年3月31日現在の残高の90%相当額を控除した残額に対し4%)。一方、(2)の準備率は72年9月5日以降74年6月20日まで存続(72年11月20日までは基準時対比の貸出増加額に対し15%、同年11月21日以降は同33%)。詳細については47年9月号、12月号、49年7月号「要録」参照。

イ. 準備率 0.5%

ロ. 適用対象

総貸出残高から貸出準備率高率適用制度に定めら

れている適用対象外貸出等を控除した残額(後記(2)、
ロ、(注2)参照)。

ハ. 積立開始日 76年10月21日

(2) 高率適用制度の運用方針関係

イ. 対象金融機関の分類基準変更

77年中の本制度運用にあたっては対象金融機関を従来の2グループ(大銀行および中小銀行・各種金融機関)(注1)から次に定める新分類基準による3グループに改める。

第1グループ：貸出準備率高率適用制度の対象となる貸出総額(注2)が、76年6月30

日現在、65億フランを超える銀行

第2グループ：第1、第3グループ以外の銀行、各種金融機関

第3グループ：割賦信用専門金融機関

(注1) 旧分類基準は以下のとおり。

大銀行：月末計数報告銀行

中小銀行、各種金融機関：四半期末計数報告銀行

(注2) 貸出準備率高率適用制度の対象となる貸出額は貸出総額から、別途定められている各種控除(自己資本ならびに債券による資金調達相当額、輸出前貸金融等)を差引いた残額とされているが、ここでいう適用対象貸出額を計算する場合は、自己資本および債券による資金調達相当額は控除しないこととする。

ロ. 77年中の基準貸出わく

76年下期の貸出準備率高率適用制度運用方針に基づき定められている76年末の基準貸出わくをベース(=100)(注1)として、以下のとおり77年中の各月の基準貸出わくを定める(從来は年2回各半期<1～6月、7～12月>における各月の貸出わくをそれぞれ作成していたが今回は年間分をまとめて作成)。

(注1) 76年下期の基準貸出わくについては、5月号「要録」参照。

	77年1月	2月	3月	4月	5月	6月
一般貸出	98	98	99	100	100	101
第1グループ	100	101	101	102	103	104
第2グループ	100	101	102	103	104	105
第3グループ	101	102	103	104	105	106
短期輸出信用						

	77年7月	8月	9月	10月	11月	12月
一般貸出	101	101	102	103	104	105
第1グループ	104	104	105	106	107	108
第2グループ	105	106	107	108	109	110
第3グループ	107	108	109	110	111	112
短期輸出信用						

なお対象貸出の算定法(注2)、未使用わくの繰延べ使用および罰則準備率計算方法は從来通りとする(50年1月号および51年5月号「要録」参照)。

(注2) 対象貸出は金融機関の企業または個人に対する総貸出額

から次の各項目を控除したものとする。

- (1) 中・長期輸出金融のうちフランス銀行の再割引適格分相当額。
- (2) 輸出前貸金融および輸出つなぎ金融のうちフランス銀行の再割引適格分相当額。
- (3) 海外工業開発および輸出リース業務関連金融。
- (4) 輸出振興に貢献する設備投資に対する金融。
- (5) 省エネルギー投資向け金融。
- (6) 住宅貸付制度(épargne logement)で定められている個人向け住宅貸付関連金融。
- (7) 債券(フラン建上場債に限る)発行による資金調達相当額。
- (8) 自己資本(払込済み資本金、準備金、引当金、繰越利益)相当額。

2. 今次措置につきフランス銀行筋では「貸出残高に対する通常準備率の復活は当面のフランス・フラン相場の安定・強化をねらったものである。一方、貸出準備率高率適用制度の運用方針は『インフレ克服計画』との関連で決定されたものであり、77年の基準貸出わくは、貸出全体の伸び率をマネーサプライ(M₂)の年間目標増加率(+12.5%)並みに抑えるとの方針に基づき、対象外貸出(76年6月末、貸出全体の19%を占める)の伸びを約3割と想定して、対象貸出を年間7.2%増程度にとどめるよう算定したものである。今回の決定に当っては、月次基準貸出わくを明年1年分をまとめて発表した(從来であればとりあえず1～6月分のみを発表)のも『インフレ克服計画』との関連付けを明確にするためである。なお、対象金融機関の分類基準の改訂は、從来は、月末計数報告銀行であることから、融資規模が小さいにもかかわらず大銀行並みの取扱いを受けていた外国銀行に対し、同規模のフランスの中小銀行並みの待遇を与える方が適当と考えたことによるものである」と説明している。

◆ フランス、最低賃金を改訂

フランス政府は9月29日、現行時間当たり最低賃金(8.58フラン<本年7月1日以降適用>、8月号「要録」参照)を2.1%引上げて8.76フランとし、10月1日から実施する旨決定した。

最低賃金の改訂は、最低賃金法(1970年1月2日発効)の規定に基づき、(1)消費者物価上昇率が前回最低賃金改訂時以来2%以上上昇した場合これにスライドして自動的に引上げられるほか、(2)毎年7月1日に国民所得の状態を考慮して実施されることとなっており、今回の改訂は(1)に依拠して行われたものである(今回改訂の基準となった8月の消費者物価指数は168.4と前回改訂時に判明していた5月の消費者物価指数<164.9>比+2.1%の上昇>)。

◇イタリア、震災地救済資金調達のため特別付加税の徵収等を実施

イタリア政府は9月17日、ここ数か月間度々地震に見舞われているフリウリ地方救済資金調達のため、特別付加税の徵収等を決定、18日より実施した。その概要次のとおり。

(1) 特別付加税の徵収(一回限り、納期10月30日)……モーター・ポートおよび登録後10年以内の自動車、オートバイに対し排気量に応じて課税する(徵収税額約3,000億リラ)。

(2) 遊興税の引上げ(詳細不明)。

なおパンドルフィ経済相は、「今次措置によって得られる財源をもってしても被災地の復興資金を十分に賄うには不足しており、今後さらに何らかの財源対策が必要となろう」とコメントしている。

◇イタリア、商業銀行等に対し第2次特別準備率を設定

1. イタリアの信用貯蓄閣僚審議会(Comitato Interministeriale per il Credito e il Risparmio)は9月28日金融機関(注1)に対し以下のような第2次特別準備率(注2)を設定する旨決定、発表した。

(1) 対象債務……76年6月末における預金残高

(2) 準備率……0.5%(所要準備額約5,500億リラ)

(3) 実施日……76年10月15日以降積立て

(注1) ただし北部イタリア震災地区(フリウリ地方)の金融機関は本措置の適用対象外。

(注2) 第1次特別準備率(75年末の預金残高に対し0.75%を設定)は、本年2月に設定(3月号「要録」参照)。また一般預金準備率は15.75%で不变。

2. 今次措置の趣旨につきスタムマーティ蔵相は、「リラ売り圧力の増大に伴いこのところ拡大をみている国内金融機関の手元流動性を従来の水準(月中平均2兆リラ)以上に増加することを防止するため」と説明している。

◇イタリア、对外支払取引に対する保証金制度の再延長および段階的の縮小を決定

1. イタリア政府は9月29日、11月3日に期限の到来する对外支払取引に対する保証金制度(注1)を77年4月15日まで再延長するとともに保証金積立比率を以下のとおり段階的に引下げる旨決定した。

(注2) 76年	77年
現在 10/15	11/30 1/15 2/28 4/15

保証金積立 比率(%)	50 → 45 → 40 → 25 → 10 → 0
----------------	----------------------------

(注1) 6月号、8月号「要録」参照。

(注2) 最近時点における積立額は約4兆リラ。

2. 今次措置の趣旨につきオッソラ外国貿易相は、「对外支払取引に対する保証金制度を11月の期限到来に伴い一挙に廃止するならば、現在イタリア銀行に凍結されている約4兆リラが開放されることによって国内流動性が急速に高まるが、これはイタリア・リラ相場安定のためにのぞましくない。このため、本制度を延長するとともに積立比率を徐々に引下げていくことにしたるものである」旨コメントしている。

◇イタリア、公定歩合の引上げ等緊急リラ対策を決定

1. イタリア銀行および政府は10月1日、外国為替市場におけるリラ相場の急落(10月1日の対ドル相場は873リラ<イタリアの為替市場閉鎖直前の1月20日の水準比切下げ率は21.10%>と5か月ぶりの安値を記録)にかんがみ、以下のような諸措置を決定した。

(1) 公定歩合引上げ……3%引上げて15%(既往最高水準を更新)とし、4日以降実施する。新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

手形割引歩合

商業手形割引	15.0%、ただし高率適用(注)の場合 は18.0%(12.0%、同15.0%)
--------	---

貸付歩合

通常貸付	15.0%(12.0%)
------	--------------

債券担保特別短期貸付	15.0%、ただし高率適用(注) の場合は最高18.0%(12.0%、同 15.0%)
------------	---

(注) 高率適用の方法

(1) 商業手形割引の場合……従来どおり、当該手形割引額の半期(1~6月または7~12月)における商業手形割引額平均残高が支払準備制度適用対象預金平均残高の1%を超える銀行に対しては、その超過分の手形割引につき3.0%の罰則金利を適用する。

(2) 債券担保特別短期貸付の場合……商業銀行が最初の貸付を受けてから2回目の貸付を受けるまでの期間が90日以内の場合は3.0%、91~120日以内の場合は2.0%、121~150日以内の場合は1.0%の金利をそれぞれ上乗せする(151日以上経過した場合は高率適用の対象外)。

(2) 外貨買入れに対する臨時課税措置……10月4日から15日までの間、外貨買入れに対し臨時に課税(税率、買入額の10%)する。なお次のような目的等を有する外貨買入れは臨時課税の対象外となる。

イ. 賀物輸入

ロ. 外国日刊紙の購入代金支払

ハ. 対外借入金の返済および同借入金の利子支払

ニ. 年金、預金および法で定められた社会保障給付金等の非居住者に対する支払

ホ. 海外への移住者による1人当たり500万リラ以内の持出し

へ、海外海運会社・航空会社が保有するリラ預金への乗船券・航空券収入の貸記

ト、海外事務所に勤務するイタリア人への給与送金
(ただしその他の事務所経費は適用対象とする)

チ、国際機関に対するイタリア政府拠出金の支払

リ、イタリア為替局(U I C)経由の移転取引

ヌ、為銀の外貨借入れの返済

(3) 外貨建輸出ユーザ NS 供与の際の外貨借入れ義務
(6月号「要録」参照)を強化……輸出業者段階で外貨建輸出ユーザ NS(最長通関後 120 日まで)を供与する際義務づけられている外貨借入最低限度を、輸出金額の 30% 相当額から 50% 相当額にまで引き上げる(10月 4 日実施)。ただし 1 件 500 万リラを下回る取引は除外。

(4) 石油消費節減対策……主要石油製品の価格を引き上げる(その対象となるものは自動車用軽油<1 リタ当り 163→168 リラ>、家庭用燃料等)。

2. 今次措置に関連してアンドレオッティ首相は、「イタリアが海外から新たに資金を借入れることを可能とするためには、返済能力を回復することが喫緊である」旨述べており、そのためには上記緊急措置では不十分であるとして、①公共料金の引き上げ、徴税機能の強化等による財政赤字の削減、②年収 600 万リラ超の所得者に対する賃金の物価スライド制の適用停止、③祝祭日前後に休業するという労働慣行の改善等、イタリア経済の構造的危機を解決するための諸対策実施の必要性を強調している。

◇スイス中央銀行、対外債務に対する準備預金の一部を再び返還

1. スイス中央銀行は 9 月 3 日、対外債務に対する最低準備預金のうち約 4 億スイス・フランを 9 月 15 日以降市中各行へ返還する旨発表した。本措置により、7 月 2 日に決定された対外債務に対する最低準備の免除率引き下げ(7 月 26 日実施、7 月号「要録」参照)に伴う追加積立額約 10 億スイス・フランは、前回の返還措置(注)と合わせて、全額返還されることとなり、この結果 9 月 15 日以降実際に適用される同最低準備の免除率は再び 90% の水準に引き上げられる形となった。

(注) スイス中央銀行は 7 月 23 日、同最低準備追加積立額のうち約 5 億スイス・フランを 7 月 26 日以降返還する旨発表し(8 月号「要録」参照)、8 月 25 日以降これを追認するかたちで同最低準備の免除率を 35% から 65% へ引き上げていた。

2. 本措置の背景について同行コミュニケーションは、「このところ中央銀行通貨の伸び率が当初予想を下回っていること、さらに 9 月中の国債発行(5 億スイス・フラン)によ

り金融市場のひっ迫が予想されることなどにかんがみ実施したもの」と説明している。

◇スイス中央銀行、為替報告義務を強化

スイス中央銀行は 9 月 8 日、金融機関に対し、従来の為替報告義務(49 年 8 月号、51 年 2、8 月号各「要録」参照)に加え、新たに次のような報告義務を課す旨通達した。

(1) 各金融機関はスイス・フラン対価の為替取引を所定の用紙(注)に記入の上、スイス中央銀行に毎日報告しなければならない。

(注)

取引の種類 取引の相手方	直 物		先 物		ポジション増減		スワップ 買い売り
	買い	売り	買い	売り	(1)-(2) (3)+(4)-(4)		
対居住者							
うち							
スイス中央銀行							
金融機関							
本支店							
一般顧客							
対非居住者							
合 計							

* スワップ取引についてはデリバリー日の早い方のみ記入。

(2) 上記為替取引高の合計が 1 日 15 百万スイス・フラン未満の場合は報告を要しない。

(3) 銀行券取引については当面報告義務の対象外とする。

(4) 報告は取引成立日ベースとし、原則として翌営業日までに報告する。

(5) 本措置は 10 月 1 日から実施する。

◇オランダ銀行、高率適用制度を一部変更

オランダ銀行は 9 月 16 日、商業銀行に対する高率適用金利(約束手形割引歩合に付加されるもの)の体系の一部変更等を発表した。

その内容次のとおり。

(1) 対中央銀行借入れ残高が限度額の 150% 超となっている銀行に対する高率罰則金利につき、従来二本建となっていたのを改め、16 日以降一本化する(従来は限度額の 150% 超 200% 以下の銀行に対する高率適用金利と同 200% 超の銀行に対する高率適用金利とを別個に設定していた<9 月号「要録」参照>)。

(2) 上記の対中央銀行借入れ残高が限度額の 150% 超となっている銀行に対する罰則金利を今後通知するまでの間 4% とし、限度額の 100% 超 150% 以下の銀行に対する罰則金利は 9 月 16 日から 10 月 20 日までの期間 2% (従来 1%) に引き上げる(注)。

(注) 最近の高率罰則金利の推移。

(単位・%)

	9月 8日	9日	10日	13日	14日	15日	16日
限度額の100%超 ~150%以下	1					→ 2	
" 150% "	4					→ 4	
" 200% "	10	7		6	→ 6		

◇オランダ、1977年度予算案を発表

1. オランダ政府は9月21日、1977年度(1977年1月～12月)予算案を議会に提出した。本予算案の発表に際し Duisenberg 蔽相は、「本予算案では民間設備投資の回復等を通じて雇用情勢の改善を図り、同時にインフレーションを抑制することを重視した。景気対策費としては35億ギルダー(歳出総額の4%)を計上しているが、先行きこれで不十分ということになれば来年秋ごろに新たなりフレ策(a new reflation package)を採用する可能性もある」旨述べている。

予算案の規模および内容は次のとおり。

(1) 規模

歳出総額867億ギルダー(76年度実績見込み比+11.2%)に対し歳入総額は721億ギルダー(同+10.4%)となっており、この結果收支じりの赤字は146億ギルダーと76年度実績見込み(136億ギルダーの赤字)に比しさらに拡大の見込み(もっとも76年度当初予算<151億ギルダーの赤字>比では若干縮小の見込み)。

(2) 岁入・歳出の内訳は次表のとおり。

(構成比・%)

歳入	歳出
所得税 44	住宅 9
附加価値税 26	社会福祉 14
法人税 11	教育 21
その他の 19	軍事 10
	その他 46

2. 政府は上記予算案発表と同時に、予算案策定の基礎となった次表のような経済見通しを発表、同見通し作成の基本的な考え方について「失業問題等を解決するためには来年度の実質GDP成長率は本年度見通し(3.5%)

	1977年度 見通し	1976年度 実績見込み
実質GDP成長率	4.5%	3.5%
失業者数	215千人	230千人
物価上昇率	6.5～7.0%	9.0%
賃金上昇率	8.0～8.5%	9.0～9.5%
経常収支(黒字)	60億ギルダー	55億ギルダー

より高い4.5%とする必要がある」と説明している。

◇ベルギー中央銀行、金融面からの外貨流出防止措置を引き続き強化

ベルギー中央銀行は、9月6日および10月1日の再度にわたり以下のようの一連の金融引締め措置を決定、実施した。これら措置は外国為替市場におけるベルギー・フラン売投機を鎮静させるとともに外貨流出を防止する観点から、7、8月にかけて実施された一連の金融引締め措置(8月号、9月号「要録」参照)を再強化したものである。

(1) 債券担保貸付歩合(公定歩合の一環としての貸付歩合)の引上げ

1. 貸付限度わく内の貸付適用金利……9→12.5%
(10月1日決定、即日実施)。

ロ. 貸付限度わく外高率適用金利……13.0(注)→15.0%

(9月6日にいったん13.5%に引上げ<即日実施>されたあと、10月1日さらに15.0%に引上げ<即日実施>)

(注) 8月25日に11.5→13.0%に引上げ<即日実施>。

(2) 割引歩合の引上げ

再割引限度わくのうちBわく(注)適用金利……11.0→12.5%(9月6日にいったん11.5%に引上げ<即日実施>されたあと、10月1日さらに12.5%に引上げ<即日実施>)

(注) Aわく、Bわくの区別については3月号、4月号、8月号「要録」参照。

◇ベルギー銀行委員会、南アメリカ銀行の営業免許を取消し

ベルギー銀行委員会(注1)は9月13日、「南アメリカ銀行」(La Banque pour l'Amérique du Sud、資本金1億8千万ベルギー・フラン<76年3月末>、アルゼンチン系小銀行)に対し破産宣告(注2)を行い、その営業免許を取消した。これは同行のアルゼンチン向け大型融資が回収不能となったほか、米国所在の系列金融機関である「アメリカン・バンク・アンド・トラスト」の倒産のあおりを受けたことなどから同行の経営が破たんしたことによるとの措置であり、これに先立ち銀行委員会はすでに同月6日以降同行を営業停止処分に付すこととし業務監査を行っていた。

(注1) 銀行委員会(La Commission Bancaire)とは、銀行の監督・規制を行いかつ一部司法権限もあわせ有する機関。

(注2) ベルギーにおいては、小規模銀行が経営危機に陥った場合には大銀行が吸収合併を行う例が多いが、今回のケースにおいては債権、債務関係等が複雑で吸収合併を行うことが困難であったため、上記のとおり破産宣告が行われたもの。

◇デンマーク、商業銀行に対する貸出規制わくを手直し
1. デンマーク中央銀行は9月初旬、商業銀行等に対する市中貸出限度わく(注)(残高ベース)を以下のように増わくする旨決定、実施した。

(1) 増わく幅……従来の市中貸出限度わく残高を2%増わく(この結果市中貸出限度わくは、18億デンマーク・クローネ増額され919億クローネとなる)。

(2) 実施期間……8月31日(そ及実施)以降当分の間。

なお今次措置は2月の増わく(従来わく比3%増わく)に続く本年2回目のものである。

2. 本措置に対する同国内における受止め方をみると、「本年2月來2回に及ぶ増わくの結果、商業銀行等の貸出限度わくは名目的には確かに年初來5%の増わくとなつたが、一方では9%前後の物価上昇が続いており、資金需要も少なくともこうした物価上昇分だけはかさ上げされていることを考慮すると市中銀行の貸出のわくぐりはかなり窮屈なものとなろう。このようなかなり厳しい措置は8月央の緊急インフレ対策(9月号「要録」参照)と平仄を合わせたものであろう」との見方が多い。

(注) デンマークの市中貸出限度わく制度は以下のとおり。

- (1) 適用対象金融機関……全商業銀行および預金高5百万クローネ以上の貯蓄・協同銀行。
- (2) 適用対象となる市中貸出……住宅建設向け融資、輸出信用供与制度(50年7月号「要録」参照)に基づく信用供与等を除くすべての市中銀行貸出。
- (3) 適用方法……対象金融機関の適用対象市中貸出に対し貸出残高の限度わくを設定。なお限度わくを超えて貸出を行った金融機関に対しては、限度わく超過分に見合う金額を無利子で中央銀行に一定期間預託することを義務づけ。

◇デンマーク、公定歩合を引上げ

デンマーク中央銀行は10月4日、公定歩合を2.5%引上げて11%とし、翌5日から実施する旨発表した。今回引上げは、3月17日の1%引上げ決定(4月号「要録」参照)以来7か月ぶりであり、また引上げ幅は既往最大である。

このような大幅引上げが行われた背景につきデンマーク中央銀行は、「ドイツ・マルクの切上げ等EC共同フロート加盟通貨の平価再調整に対する思惑が高まり、外國為替市場における投機的圧力が強まったのに伴い、かなりの額に上る外貨準備の減少を余儀なくされたため」と説明している。

◇スウェーデン、総選挙を実施

スウェーデンでは9月19日、総選挙が実施された。今回の総選挙にあたっては、高福祉高負担の問題、從業員投資基金(注)設置問題、原子力発電所建設問題等が主な争点となつたが、選挙の結果は別表のとおりで、社会民

主党は依然として第1党を占めたものの、社会民主・共産党的与党連合全体では6議席減少して過半数を下回った。一方、中央・穏健・自由の3野党は全体として5議席増加して議席の過半数を獲得した。このため社会民主党のパルメ党首を首班とする内閣は9月20日総辞職し、44年間続いてきた社会民主党政権はフェルデイン中央党党首を首班とする中央・穏健・自由三党連立内閣にとつてかわられた。

なお今回から、選挙資格年齢が18歳以上に引き下げられている(従来20歳以上)。

(注) 従業員50人以上の企業に対して営業利益の20%以上を従業員基本に払込ませ、払込み金額の半分を当該企業の新株払込みに充当させるという制度。これにより労働者の資本参加を促進しようとするもので労働組合を支持基盤とする社会民主党が提唱していたが、これに対しては、産業界を支持基盤とする穏健党が強く反対していた。

	新議席数	1973年		
		今回 得票率	総選挙後 議席数	同左 得票率
社会民主党	152	42.9	156	43.6
中央党	86	24.1	90	25.1
穏健党	55	15.6	51	14.3
自由党	39	11.0	34	9.4
共産党	17	4.7	19	5.3
その他	0	1.7	0	2.3
計	349(注)	100.0	350	100.0

(注) 従来議席同数となり審議に混乱の生ずることが多かったため、今次選挙から定数は一議席削減されて349となった。

◇スウェーデン、公定歩合の引上げ等金融引締め措置を発表

1. スウェーデン中央銀行は10月3日、公定歩合の引上げ等以下のような金融引締め措置を決定、発表した。

- (1) 公定歩合を2%引上げて8%とし、翌4日から実施する。今次変更は前回引上げ(本年6月、5.5→6.0%)以来4か月ぶりである。
- (2) 市中銀行に対し預貸金利の2%引上げを勧告する(ただし当座貸越については住宅建設関係を除き3%の引上げを認める)。
- (3) 長期債券発行レートの0.5%引上げを認める。
- (4) 市中銀行に対する貸出規制の復活(注)を政府に提案する。

2. なお上記諸措置に関して同行は、「通貨情勢の動搖に絡み、このところ大幅な短資流出をみているという事態に対処することをねらったもの」とコメントしている。

(注) 市中銀行に対する貸出規制は74年4月に導入され、約1年4か月にわたって実施されたが75年8月には撤廃されている。

◇ノルウェー、公定歩合の引上げ等金融引締め措置を決定

- ノルウェー中央銀行は9月3日、最近における銀行貸出の急増と海外金利上昇傾向にかんがみ、公定歩合を1%引上げて6%とし、9月6日から実施する旨発表した。公定歩合の変更は前回の引下げ(75年10月、5.5→5.0%)、50年10月号「要録」参照)以来約1年ぶりである。
- さらに9月15日には、商業銀行を適用対象とする第一線準備率(注)が1%引上げられて4.5%となった(即日実施)。

(注) 商業銀行に課せられている第一線準備率は昨75年5月に引下げられ(預金総額10億クローネ以上の商業銀行については準備率を1%引下げて4%とし、10億クローネ未満の銀行については準備率を撤廃<従来3%>、50年7月号「要録」参照)、さらに同年6月19日には全面的に撤廃されるに至った。しかしながら、その後本76年6月25日には全商業銀行を対象として復活していた(一律3.5%)ものである。

◇ノルウェー、価格の凍結等物価安定対策を実施

- ノルウェー政府は9月9日、価格凍結措置を含む以下のような一連の物価安定対策を決定、13日より実施に移した。

(1) 価格の凍結

ノルウェー主要経済指標

	1974年	1975年				1976年				1975年				1976年																		
		第3四半期		第4四半期		第1四半期		第2四半期		10月			11月			12月			1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月	
鉱工業生産*	(1970=100)	120 (4.4)	128 (6.7)	116 (△ 2.5)	117 (△ 3.3)	120 (△ 0.8)	117 (△ 1.7)	116 (△ 4.9)	119 (△ 4.0)	115 (△ 1.7)	117 (△ 2.5)	118 (△ 1.7)	123 (6.0)	114 (△ 5.0)	121 (2.5)	116 (△ 1.7)	116 (0)	116 (0)	116 (0)	116 (0)	116 (0)	116 (0)	116 (0)	116 (0)	116 (0)	116 (0)	116 (0)	116 (0)				
小売売上高*	(1970=100)	145 (11.5)	170 (17.3)	173 (16.9)	180 (17.7)	185 (15.6)	192 (14.3)	178 (18.7)	179 (17.0)	182 (16.7)	186 (14.8)	184 (13.6)	185 (14.2)	194 (14.1)	189 (13.9)	192 (18.5)	192 (18.5)	192 (18.5)	192 (18.5)	192 (18.5)	192 (18.5)	192 (18.5)	192 (18.5)	192 (18.5)	192 (18.5)	192 (18.5)	192 (18.5)	192 (18.5)				
失業率(%)		0.6 < 0.8>	1.1 < 0.6>	1.0 < 0.5>	1.5 < 0.8>	1.5 < 1.1>	1.0 < 0.8>																									
失業者数(千人)		10.7 < 12.8>	19.3 < 10.7>	21.6 < 12.4>	23.3 < 9.8>	21.7 < 14.3>	20.9 < 17.8>	22.9 < 11.7>	22.5 < 10.7>	24.6 < 7.0>	23.0 < 11.7>	22.1 < 14.9>	20.1 < 16.4>	21.0 < 17.6>	20.8 < 17.9>	20.9 < 17.9>	20.9 < 20.4>	20.9 < 20.4>	20.9 < 20.4>	20.9 < 20.4>	20.9 < 20.4>	20.9 < 20.4>	20.9 < 20.4>	20.9 < 20.4>	20.9 < 20.4>	20.9 < 20.4>	20.9 < 20.4>	20.9 < 20.4>				
時間当たり賃金(1970=100、男子)		159 (17.8)	190 (19.5)	191 (15.8)	200 (17.7)	203 (12.8)	224 (18.5)																									
消費者物価(1970=100)		134 (9.8)	150 (11.9)	152 (12.6)	154 (11.6)	158 (9.7)	162 (10.2)	154 (12.4)	155 (12.3)	155 (11.5)	157 (9.8)	158 (9.7)	160 (10.3)	161 (10.2)	162 (10.1)	164 (9.2)	166 (9.2)	166 (9.2)	166 (9.2)	166 (9.2)	166 (9.2)	166 (9.2)	166 (9.2)	166 (9.2)	166 (9.2)	166 (9.2)	166 (9.2)	166 (9.2)				
卸売物価(1970=100)		138 (17.9)	151 (9.4)	152 (7.8)	155 (6.9)	157 (5.4)	161 (8.8)	154 (6.9)	155 (6.2)	156 (6.8)	157 (5.4)	157 (6.1)	159 (6.7)	161 (8.8)	161 (10.3)	161 (10.2)	162 (10.1)	164 (9.2)	162 (9.5)													
輸出FOB(月平均)		28.9 (27.9)	31.6 (9.3)	35.5 (20.8)	36.0 (18.4)	34.0 (22.7)	34.6 (23.6)	33.4 (7.1)	38.1 (27.0)	36.6 (22.4)	28.4 (0)	37.5 (12.6)	36.2 (69.2)	29.9 (1.3)	33.2 (46.3)	40.8 (30.8)																
輸入CIF(月平均)		38.8 (29.3)	42.1 (8.5)	40.3 (4.9)	41.8 (3.0)	50.3 (26.1)	46.4 (△ 1.5)	41.3 (△ 0.5)	40.6 (3.8)	43.5 (5.6)	50.8 (32.3)	51.4 (21.2)	48.8 (24.8)	48.3 (△ 14.5)	40.0 (1.7)	50.9 (16.5)																
貿易収支(億ドル)		△ 9.9 (△ 7.5)	△ 10.5 (△ 9.9)	△ 4.7 (△ 9.0)	△ 5.8 (△ 10.2)	△ 16.3 (△ 12.2)	△ 11.8 (△ 19.0)	△ 7.8 (△ 10.2)	△ 2.5 (△ 9.1)	△ 6.9 (△ 11.3)	△ 22.4 (△ 9.9)	△ 13.9 (△ 9.1)	△ 12.6 (△ 17.6)	△ 18.4 (△ 26.2)	△ 6.8 (△ 18.0)	△ 10.1 (△ 12.6)																
金・外貨準備(期末・百万ドル)		1,929 (1,575)	2,237 (1,929)	2,132 (1,867)	2,237 (1,929)	2,112 (1,715)	2,274 (2,075)	2,089 (2,113)	2,154 (2,073)	2,237 (1,929)	2,090 (1,827)	2,253 (1,716)	2,112 (1,715)	2,190 (1,839)	2,206 (1,898)	2,274 (2,075)	2,357 (2,263)															
マネーサプライM1(期末・10億クローネ)		28.81 (11.9)	33.65 (16.8)	28.81 (20.1)	33.65 (16.8)	29.90 (10.6)		30.84 (14.6)	27.63 (14.2)	33.65 (16.8)	32.49 (18.6)	33.21 (18.6)	29.90 (15.8)	32.98 (10.6)	30.29 (17.2)	30.29 (19.4)																

(注) 1. *印は季節調整済み計数。

2. カッコ内は前年同期(月)比増減(△)率、<>内は実数。

資料: OECD, Main Economic Indicators. IMF, International Financial Statistics.

イ. 対象品目……木材および年間売上高2,000万クローネ以上の企業が出荷する商品。

ロ. 凍結価格……9月9日時点での価格水準。

ハ. 凍結期間……当分の間。

(2) 小売マージンの規制……繊維、衣類、はき物の小売マージンを当分の間、9月9日の水準に凍結する。

(3) 一部農産物につき価格引上げの最高限度を設定する。

2. なお政府筋では、今次措置の趣旨につき「最近の物価上昇にかんがみ、政府の公約どおり本年の消費者物価上昇率を9%(注)にとどめるためにとられたもの」と説明している。

(注) 本年4月初、労・使および農業の各代表により賃金協定が合意されるにあたり目標として設定されたもの(5月号「要録」参照)。

民、自由国民の3党から成る少数連立内閣が成立した。

主要閣僚は次のとおり(カッコ内は出身政党)

首 相	マルティ・ミエットネン(中央党)
外 相	ケヨ・コルホーネン(〃)
法 相	クリスチャン・ゲフトリン (スウェーデン人民党)
国防相	セッペ・ヴェフタールン (スウェーデン人民党)
歳 相	エフコー・レコーラ(無所属)
第2歳相	ジューコ・ロイッカーネン(中央党)
農 相	ヨハネフ・ヴィロライネン(〃)
運輸相	ラグナー・グランヴィック (スウェーデン人民党)
労 相	パーヴォ・ヴァイリネン(中央党)
商工相	アルマー・ベルネン(自由国民党)
貿易相	カールゴータン・アミノフ (スウェーデン人民党)

なおフィンランドではこのところ、来年度予算案をめぐって社会民主党および共産党とそれ以外の政党との間で対立が激化しており、第1次ミエットネン内閣総辞職はこうした政党間の対立を收拾できなかったためと一般には受け止められている。

アジアおよび大洋州諸国

△アジア開銀、貸出金利を引上げ

アジア開発銀行は8月6日、通常資金による貸出金利を年8.75%から9.1%に引上げ、さらに9月8日、72年現在の1人当たりGNPが850ドルを超えるシンガポールおよび香港に対してはさらに0.6%高の9.7%に引上げることとし、いずれも本年6月8日以降の融資承認分から適用する旨発表した(なお、アジア開発基金の貸出については、従来どおり年1%相当の手数料のみを徴収)。

今回の措置について同行では、世界銀行の貸出金利引上げ(6月中の融資承認分を年8.5%から8.85%に引上げたのに続き、7月以降分はさらに年8.85%から8.9%に引上げ)に追随したもので、最近の資金調達コストの上昇からみてやむをえないものと説明している。

△韓国、総合金融会社の設立

韓国では昨年12月に「総合金融会社に関する法律」を制定(3月号「要録」参照)したが、これに基づく初の総合金融会社が9月14日設立された。同社の概要は次のとおり。

(1) 会社名……韓国総合金融(株)

(2) 資本金……授権資本50億ウォン、払込資本金25億ウォン(出資比率、ラザード・ブリザーズ<英國のマーチャントバンク>50%、大宇実業・東洋ナイロン・現代建設・大韓電線・全紡が40%、ソウル信託・韓第一・第一・韓国商業・朝興の市銀5行が10%)。

(3) 社長……前韓国信託銀行社長、金振興氏。

(4) 主要業務……①外資導入・転貸、②企業に対する設備資金投資・商手の割引・売買、引受けおよび信用保証、③有価証券の引受け・募集、④企業の経営指導。

なお同国ではその他、英國のヒル・サミュエル(マーチャントバンク)と韓国産業銀行との間で総合金融会社の設立計画が進められており、また最近ベルギーのブリュッセル・ランペール銀行も総合金融会社を設立したい旨打診してきていると伝えられている。

△台湾、中小企業銀行を設立

台湾では7月1日、公営の台湾合会儲蓄公司(いわゆる無尽会社)が改組され、台湾中小企業銀行として新たに発足した。同銀行は昨年6月に改正された銀行法(注)に基づいて設立された専門銀行としては最初のものである。同銀行の概要は次のとおり。

(1) 資本金……5億元(出資比率・台灣銀行54.2%、台灣省政府39%、民間資本6.8%)。

(2) 主要業務……①中小企業に対する中・長期信用の供与、②中小企業の生産、財務、経営管理面での適切な指導。

(注) 銀行業の近代化を主なねらいとして改正された。新銀行法では銀行が商業銀行、貯蓄銀行、専門銀行、信託投資銀行の4形態に区分され、このうち専門銀行については工業銀行、農業銀行、輸出入銀行、中小企業銀行、不動産信用銀行、国民銀行の6者とすることが規定されている。

△マレーシア、織維品の輸入制限を一部撤廃

マレーシア政府は9月9日、75年1月9日以降輸入制限を実施している織維品のうち、綿糸および合織糸9品目を除く織物61品目について制限を撤廃した。

同国では、74年春以降の不況に対し、国内織維産業を保護する見地から、合計70品目におよぶ糸・織物につき個別輸入許可制度を実施してきたが、本年に入り、先進国向けを中心とする輸出需要の回復から品不足が表面化、国内縫製業者や販売業者から制限撤廃の要請が強まつたため、政府は依然在庫水準の高い綿糸、合織糸を除き、今次措置を実施したものとみられる。

△インドネシア、米の増産対策を強化

インドネシア政府は9月16日、米の増産対策として国

内肥料価格の引下げ(本年10月以降)、食糧調達庁の穀買上げ価格の引上げ(明年2月以降)等の措置を発表した。これは、同国の米の輸入量(注1)が近年高水準を続けていることから、生産増強により国内需給の改善と国際収支面での負担軽減を図ろうとするもの。本措置の概要は次のとおり。

(1) 国内肥料価格の引下げ

尿素1キロ当り80ルピア→70ルピア

なお、政府は農民に対し、肥料の使用を専門家の勧告する使用量まで十分に施すことを勧め、必要量は分割払いと配給する旨声明。

(2) 食糧調達庁の穀買上げ価格の引上げ

1キロ当り67.5ルピア→70ルピア

(3) ビマス融資(注2)の拡大・

①75/76年度中に、水田の80%以上が病虫害、干ばつ等で被害をこうむるか、収穫の50~85%を失った農民、および②73/74年度以降のビマス融資のうちその返済額が20%に満たない農民に対しても、救済融資としてビマス融資を行う。

(注1) インドネシアの米の輸入状況

	金額 百万ドル	(輸入総額に占 めるウェイト) %	数量 千トン
73年	342	(13.3)	1,534
74年	397	(10.3)	1,151
75/1~6月	199	(8.3)	441

(注2) 農民が肥料、農薬等からなるパッケージの生産投入財を購入するために必要な資金を融資し、生産物で返済する融資制度で、食糧増産(主として米)の促進をねらったもの。

◇フィリピン、米国で外債を発行

フィリピン政府は8月30日、米国において外債(米国輸出入銀行保証付)を発行した。これは同国電力公社(NPC)による原子力発電プラントの購入資金の一部にあてられるもの。本外債の概要は次のとおり。

総額 367.2百万ドル

償還期間 11~15年

利率 年8.05~8.2%

引受会社 Kuhn, Loeb & Co., The First Boston Corp., Salomon Brothers, Warburg Paribas Becker Inc., White, Weld & Co. 等

なお、同国原子力発電所は、バターン州バガクに総工費11億ドルで建設されるもので、本年7月着工、82年7月完成予定。同建設資金の一部としてフィリピン政府は上記外債のほか、米国輸出入銀行より総額277.2百万ドル、米国民間銀行(Citicorp International, AMEX International, MHTC)を幹事とする外国銀行グループ28行より255.6百万ドルの融資を受けることとなっている。

◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切上げ

インド準備銀行は、9月21日および29日の2回にわたり同国通貨ルピーの対英ポンド中心レートの切上げ(合計切上げ率8.8%<IMF方式>)を実施した。

今回の措置は、前回の切上げ(5月29日)以後の英ポンド相場の下落(対ドル・レート下落率7.0%、5月28日~9月28日)に対応してとられたものとみられており、昨年9月の英ポンド・リンク廃止以来9回目の切上げ(通算切上げ率26.5%(注))。

(注) 対英ポンド中心レート(1英ポンド当り)の推移は以下のとおり。

	対英ポンド 中心レート (IMF方式)	切上げ率	通算切上げ率 (IMF方式)
75年9月24日以前	18.60ルピー	—	—
76年5月29日以降(前回)	16.00	3.1%	16.3%
9月21日 (今回)	15.40	3.9	20.8
9月29日 (〃)	14.70	4.8	26.5

◇アラビア湾岸4か国、ガルフ基金設立協定に調印

サウジアラビア、クウェート、カタール、アラブ首長国連邦のアラビア湾岸4か国とエジプトは8月21日、「エジプト開発のためのガルフ基金」(Gulf Organization for Development in Egypt)を設立するための協定に調印した。同基金の概要は次のとおり。

(1) 目的

4度にわたる中東戦争で疲弊したエジプト経済を再建することを目標に、「エジプト新5か年計画」(77年~81年)に沿って、向う5年間にわたり上記湾岸4か国がエジプト向け融資を行う。

(2) 出資金

総額20億ドル。出資比率はサウジアラビア40%、クウェート30%、カタール15%、アラブ首長国連邦15%。

(3) 融資対象

- イ. 工業、農業、住宅建設、その他開発プロジェクト推進のための会社設立。
- ロ. 外国との合弁事業におけるエジプト出資分への融資。
- ハ. 投資プロジェクトへの中・長期融資。
- ニ. 国際収支赤字対策のための単独ないしアラブ諸国または国際機関との協調融資。

◇イスラエル、為替レート切下げを実施

イスラエル政府は9月28日、同国の為替レートを1米ドル当り8.25イスラエル・ポンドから8.40イスラエル・ポンドに切下げる(切下げ率はIMF方式で1.8%)ことを決定、翌日から実施した。

同国では、貿易収支の大幅赤字(76年1～3月7.4億ドル)に対処して、1昨年11月以降12回にわたり切下げを実施(通算切下げ率49.1%)、さらに本年7月には対米ドル・リンク制からいわゆるバケット方式に移行(8月号「要録」参照)したものの、事態の改善がはかばかしくないため、今次措置を実施したものとみられる。

◇豪州、1977年度予算案を発表

豪州政府は8月17日、1977年度(76年7月～77年6月)予算案を議会に提出した。本予算案は昨年12月に労働党から政権を引継いだ自由党・地方党連立内閣が初めて編成したものとして注目されるが、労働党政権時代の積極予算と異なり、インフレ抑制、民間主導の景気回復をねらった緊縮型予算となっている。リンチ蔵相は本予算案説明のなかで、年度末(77年6月)までにインフレ率を年率10%未満に抑制するとともに、77年度経済成長率は実質4%と前年度実績(1.3%)を上回るとの見通しを明らかにしている。本予算の規模および主要施策は次のとおり。

(1) 予算規模

歳出は、社会保障・福祉費、国防費等を拡大する一方、都市・地域開発費、運輸・通信費、保健費等の支出を削減することにより、243億豪ドルと前年度実績比+11.3%にとどめた(インフレ率<本年6月末消費者物価、前年同月比+12.3%>を勘案すれば、前年度実績を若干下回る水準)。

一方、歳入は、個人消費、民間投資の活発化を企図して減税措置を実施したものの、所得の自然増等もあり、217億豪ドル(前年度実績比+18.8%)を見込んでいる。

この結果、収支じりは26億豪ドルの赤字と前年度実績(36億豪ドルの赤字)比かなりの財政赤字縮小が図られている。

(2) 主要施策

イ. 財政支出の抑制

公務員数の削減、地方公共事業補助金の減額、国民健康保険制度(Medibank)の手直しによる保険関連予算の削減。

ロ. 減税措置

(イ) 個人所得税に対する tax indexation の採用(インフレ率にスライドして課税控除額を引上げ)。

(ロ) 法人税の軽減

- ① インフレ率を加味(76年4～6月期から77年同期までの消費者物価上昇率の約2%)した棚卸資産評価額と、取得価格による評価額との差を取

替費用として課税対象額から控除。

- ② 鉱山・石油開発企業に対する減価償却制度の大幅緩和(定率法による減価償却期間を25年から5年に短縮、これにより生ずる償却額相当額を限度として課税対象から控除)。

(ハ) 石炭輸出税の引下げ(9月号「要録」参照)。

ハ. 国防費、海外援助費の拡大

(イ) 対パプア・ニューギニア援助5か年計画実施(総額9.3億豪ドル)。

(ロ) 対インドネシア新3か年援助計画実施(総額0.9億豪ドル)。

ニ. 社会保障・福祉費の拡大

身体障害者手当の増額、児童手当の増額、社会福祉活動に対する補助の拡大。

ホ. 原油課徴金の一部撤廃

本年8月17日以降発見された油田から採掘する原油については課徴金を撤廃(前年度予算で1バレル当たり2豪ドルの原油課徴金制度を導入したが、石油探査活動の活発化を期待する見地から今次措置を実施したもの)。

豪州の1977年度予算案

(単位・百万豪ドル)

		1976年度 (実績)	1977年度	前年 度 実 績 比 増 減 (→) %
歳 出	國 防	1,853	2,178	17.6
	教 育	1,912	2,204	15.3
	保 健	2,953	2,909	- 1.5
	社會保障・福 祉	5,012	6,187	23.5
	住 宅	562	568	1.0
	都 市・地 域開 發	408	256	- 37.2
	運 輸・通 信	1,329	1,043	- 21.5
	一 般 行 政	981	1,102	12.4
	外 務・外 國援 助	469	532	13.3
	そ の 他 と も 計	21,859	24,321	11.3
歳 入	所 得 稅	11,837	14,303	20.8
	消 費 稅	2,332	2,510	7.6
	販 賣 稅	1,408	1,700	20.7
	關 稅	1,044	1,222	17.1
	そ の 他 と も 計	18,275	21,713	18.8
収 支 じ り		3,584	2,608	-

◇豪州、米ドル建ユーロ債を発行

豪州政府は、9月30日、国際収支対策の一環として、

合計3億ドルのユーロ債を発行した。その概要は次のとおり。

金額	期間	金利(年率)
120百万ドル	7年	8.25%
120	10	8.5
60	15	8.75

なお、引受けはDeutsche Bank Aktiengesellschaft of Frankfurt 等の国際銀行団。

同国では、最近の貿易収支黒字幅の縮小(本年4~6月黒字幅5.3→7~8月同2.1各億豪ドル)を主因に經常収支の赤字幅が拡大(本年4~6月△1.9→7~8月△2.7各億豪ドル)し、豪ドル切下げのうわきが再燃している。このため外資流入が停滞(資本収支、本年4~6月黒字幅2.0→7~8月赤字幅△0.1各億豪ドル)し、総合収支は4~6月の黒字(0.1億豪ドル)から7~8月には再び赤字(△2.8億豪ドル)に転じた。こうした対外ポジションの悪化に対処する見地から、政府は今回の措置を講じたものとみられる。

共産圏諸国

△ソ連、1976年上半年の貿易実績を発表

ソ連外国貿易省は9月中旬、本年上半期の貿易実績を発表した。これによれば輸出はほぼ前年実績並みの伸び(前年同期比+13.6%)を示したのに対し、輸入が増勢鈍化(同+11.9%、前年同+41.6%)をみたため、貿易収支赤字は18.7億ルーブルと前年同期比微増にとどまった。地域別概要は次のとおり。

1. コメコン域内貿易

(1) 輸出は、年初の原燃料価格引上げが小幅(原油の値上げ率8%)であったことに加え、昨年対ソ大幅入超を記録した東ドイツ等が輸入を抑制したこともある、前年同期比+6.8%(前年同+34.8%)の伸びにとどまった。

(2) 輸入は、東欧諸国の畜産物や消費用工業製品の生産不振等に伴う輸出余力の低下が響いて、

前年同期比+6.8%(前年同+36.6%)となった。

(3) この結果入超幅は0.8億ルーブルとほぼ前年同期並みにとどまった。

2. 対西側先進国貿易

(1) 輸出は、西欧諸国の景気回復に伴う原燃料の急増を主因に、前年同期比+38.8%と前年(同一-1.9%)とは様変りの好伸を示した。

(2) 輸入は、米国、カナダ、豪州からの穀物大量入着やフランス、英国からの資本財買付け増加もあって、前年同期比+27.9%と前年(同+57.9%)に引き継ぎ好伸した。(3) この結果貿易収支赤字は、22.5億ルーブル(29.7億ドル)と半期ベースでは既往最大となった。

なお発展途上諸国との貿易については、輸入が急減したため、貿易収支黒字幅は3.4億ルーブル(前年同期0.5億ルーブル)に拡大した。

◆ポーランド、外資導入関係政令を公布

ポーランド政府は、去る5月外国からの民間直接投資受入れを認める方針を明らかにしたが、このほど投資対象分野、出資比率・方法、利潤送金等の細目を定めた政令を公布した。その概要、背景等は次のとおり。

ソ連の1976年上半年貿易実績

(単位・百万ルーブル、前年同期比増減(△)率(%)

	輸 出			輸 入			収支(△)じり	
		額	前年比		額	前年比	1975年 1~6月	1976年 1~6月
総 額	13,256	13.6		15,128	11.9		△ 1,853	△ 1,872
コ メ コ ン 諸 国	7,140	6.8		7,215	6.8		△ 65	△ 75
うち 東 ド イ ツ	1,479	- 2.6		1,384	3.4		181	95
チ ェ コ ス ロ バ キ ア	1,102	8.2		1,075	16.8		98	27
ハ ン ガ リ ー	875	8.7		796	- 3.9		△ 24	79
ポ ー ラ ン ド	1,315	6.5		1,250	1.7		6	65
ル ー マ ニ ア	348	8.9		425	1.4		△ 100	△ 77
ブルガリア	1,118	9.8		1,084	17.7		98	34
西 側 先 進 諸 国	3,627	38.8		5,872	27.9		△ 1,976	△ 2,245
うち 西 ド イ ツ ^(注)	563	47.6		1,026	6.0		△ 587	△ 463
米 国	89	16.1		1,211	172.9		△ 367	△ 1,122
フ ラ ン ス	404	74.1		517	31.8		△ 160	△ 113
日 本	282	- 3.9		631	- 8.5		△ 397	△ 349
フ イ ン ラ ン ド	437	0.5		461	4.1		△ 8	△ 24
イ タ リ ア	483	75.0		412	- 0.7		△ 139	71
英 国	417	96.1		228	27.9		35	189
發 展 途 上 諸 国	1,763	- 1.7		1,425	- 18.1		54	338

(注) 西ベルリンを含む。

1. 政令の概要

(1) 一般原則

- イ. 認可官庁……外貨貿易省および企業立地予定地の県または同レベルの地方当局。
- ロ. 直接投資可能分野……特に禁止分野はない。
- ハ. 企業の形態、活動分野……当事者が決定。
- ニ. 外貨交換レート……非商業レート(1ドル=33.20ズロティ)による。
- ホ. 利潤送金……税引後利益の50%まで交換可能通貨(以下外貨という)で送金可能。ただし売上高の50%以上が外貨稼得輸出でない限り、本国送金額は投資総額の9%を超えることはできない。

(2) 外資比率100%企業の場合

- イ. 外国為替銀行(Bank Polska Kasa Opieki S.A.)に外貨建投資勘定を開設し、不動産・設備等の購入、外国からの原材料、設備等の輸入、同国企業に対する支払い等は同勘定を通じて行う。
- ロ. 外国人投資家が同国内に設立した企業を他の外国人投資家に売却する場合、同企業が租税を納入し、新しい投資家が当局の許可を得ている限り、売却代金全額を本国へ送金できる。買手がポーランド人または同国企業の場合は、外国人投資家は当初の外貨投資額および資産売却益の50%まで本国送金を認められる。

(3) 合弁企業の場合

- イ. 出資……外資側の出資金払込みは外貨による。ただし出資額の50%までは現物出資が可能。
- ロ. 出資比率……特に制限なし。
- ハ. 利益積立……年間純利益の最低20%は準備基金に積立て、残余を出資者間で分配(分配方法等は当事者で決定)。
- ニ. 外資引揚げ……外資側は当初出資額と資産売却益の外資側取り分を本国へ送金できる。

2. 背景等

同国は、前5か年計画期(71~75年)中経済近代化を目指して西側資本財輸入を積極的に進めてきたが、この結果対西側先進国貿易赤字が急増(75年21.1億ドル<OECD統計による>)し、対外債務残高も東欧諸国中最大となっている。今回の措置はこうした状況下、生産・輸出の拡大および外貨流入促進をねらって実施されたもの。なおコメコン諸国中ではすでにルーマニア、ハンガリーが外国からの民間直接投資を認めており、投資可能分野や出資比率等の制限はポーランドの場合これら2か国に比べてかなり緩やかなものとなっている。

◇ポーランド、1976年上半年の経済実績を発表

ポーランド中央統計局は7月中旬、本年上半期の経済実績を発表した。概要次のとおり。

(1) 鉱工業生産は、前年同期比+13.0%と本年計画(前年比+8.8%)を大きく上回ったが、そのほとんどが労働生産性の大幅上昇(同+12.4%、本年計画同+7.7%)によるものであった。

(2) 国民生活面では、工業労働生産性の大幅上昇を背景に賃金引上げ率は前年同期比+8.0%と計画目標をかなり上回り、これに伴って小売売上高も同+15.0%と高伸した。なおこうした小売の急増は、食料品等の値上げを懸念した買急ぎによるところが大きいとされており、このためこれら物資の需給が急速にひっ迫していると伝えられる。

(3) 貿易面では、輸出が、大宗を占めるソ連向けが国内需給ひっ迫に伴う輸出余力の低下などからほぼ前年並みにとどまったほか、西側先進諸国向けも伸び悩んだため前年同期比+6.6%と大幅鈍化をみた。一方輸入は対域内、対西側先進国とも増勢が大幅に鈍化し、全体では同+8.7%となった。この結果貿易収支赤字は42億ズロティ(12.7億ドル、公定レート換算)と前年同期(36億ズロティ)比一段と拡大したが、その大部分は西側先進諸国との貿易によるものであった。

なお穀物生産については特に発表されていないが、炎暑と干ばつにより2年続いた減産は不可避の模様で、米国農務省では本年の生産高を18.9百万トン(71~75年平均比-10.8%)と推定している。

ポーランドの主要経済指標

(単位・前年同期比増加率%)

	1975年実績	1976年計画	1976年 上半期実績
鉱工業総生産	12.3	8.8	13.0
工業労働生産性	10.6	7.7	12.4
投 資	14.0	7.1	11.0
賃 金	11.3	5.9	8.0
小 売 売 上 高	14.7	14.0	15.0
輸 出	23.7	12.2以上	6.6
輸 入	19.6	n.a.	8.7

◇ブルガリア、1976年上半年の経済実績を発表

ブルガリア中央統計局は7月末、本年上半期の経済実績を発表した。概要次のとおり。

(1) 鉱工業生産は、前年同期比+9.1%と本年計画目標を達成した。これは主として労働生産性の上昇(前年同期比+7.4%)によってもたらされたもので、部門別

には機械(同+14.2%)、電力(同+12.0%)、鉄鋼(同+11.5%)等が好伸した。

(2) 農業生産面では、牛乳(同-4.0%)、卵(同-3.8%)等畜産物の生産が不振を示した。

(3) 国民生活面では、賃金上昇率(鉱工業部門)は前年同期比+3.0%(前年同期、同+5.0%)と伸び悩み、小売売上高も計画を若干下回った。なお農業部門の不振もあって、バター、野菜、果物等の供給が十分でなかった。

(4) 貿易は往復で前年同期比+10.0%(75年同+21.8%)と伸び悩んだ。

ブルガリアの主要経済指標

(単位・前年同期比増加率・%)

	1975年実績	1976年計画	1976年 上半期実績
鉱工業総生産	9.9	9.0	9.1
工業労働生産性	7.9	8.6	7.4
投資	4.8	18.2	8.1
賃金(鉱工業部門)	1975年 上半期 5.0	* 4.8	3.0
小売売上高	7.8	7.8	7.5
貿易	21.8	** 20.0	10.0

(注) * 1人当たり実質所得、**社会主义諸国との貿易。

◇ベトナム、IMF・世銀等国際機関に加盟

ベトナムは7月2日の南北統一後、国連、IMF等の国際機関への加盟申請をしていたが、9月に入り、IMF(9月15日)、世銀(同21日)、アジア開銀(同23日)への加盟が相次いで承認(注)された。なお国連では9月13日、同国の加盟審議を当分の間行わない旨表明している。

(注) これにより、IMF、世銀、アジア開銀のいずれの場合にも、従来の加盟国である旧南ベトナムの債権債務を統一ベトナムがそのまま引き継ぐことになる。

◇ベトナム、日本からの無償援助決まる

ベトナム、日本両国政府は9月14日、無償援助に関する交換公文に調印した。これにより日本政府は77年3月末まで(注)に、50億円を限度としてベトナムに対しセメント工場建設のための設備・機材の無償商品援助を行うことになった。

今次援助は昨年の旧北ベトナムに対する85億円の無償援助の追加分として行われるものである。

(注) 双方の合意により1年間の延長可能。